昭和三十七年政令第十六号 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

第百九十一号)第二条第一号及び第二号、第七条内閣は、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律 に第二十二条の規定に基づき、この政令を制定す 第三項、第九条、第十四条第二項、第十九条並び

目

第一章 総則(第一条—第四条)

第二 章宅地造成等工事規制区域内における宅 地造成等に関する工事の規制(第五条 第二十六条)

第四 第三 章特定盛土等規制区域内における特定盛 土等又は土石の堆積に関する工事の規 造成宅地防災区域の指定の基準 (第二十七条—第三十四条)

五条)

第五章 雑則(第三十六条—第四十一条)

第一章 総則

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が 硬岩盤 (風化の著しいものを除く。) 以外のも のをいい、「崖面」とはその地表面をいう。 水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とす

3 は、その上下の崖は一体のものとみなす。 をなす面の上方に上層の崖面の下端があるとき 下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度 離された崖がある場合において、下層の崖面の 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分

を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距いて同じ。)とを含む面の水平面に対する角度が地盤面と接する部分をいう。以下この項にお、擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部 離を擁壁の高さとする。

(公共の用に供する施設)

十六年法律第百九十一号。以下「法」という。)第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三 他の施設で主務省令で定めるものとする。 方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地無軌条電車の用に供する施設その他これらに準 飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は 全施設、 施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保第二条第一号の政令で定める公共の用に供する 津波防護施設、港湾施設、漁港施設、

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定め る土地の形質の変更は、次に掲げるものとす

となるもの に高さが一メートルを超える崖を生ずること 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分 に高さが二メートルを超える崖を生ずること

三 盛土と切土とを同時にする場合において、 当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが する盛土又は切土を除く。) きにおける当該盛土及び切土(前二号に該当 二メートルを超える崖を生ずることとなると

第一号又は前号に該当しない盛土であつ 高さが二メートルを超えるもの

Ŧi. (土石の堆積) 面積が五百平方メートルを超えるもの 土であつて、当該盛土又は切土をする土地の 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切

2

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆 積は、次に掲げるものとする。

該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メ 前号に該当しない土石の堆積であつて、当 高さが二メートルを超える土石の堆積 トルを超えるもの

と認められる工事等) (宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがない る宅地造成等に関する工事の規制 第二章 宅地造成等工事規制区域内におけ

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定め る工事は、次に掲げるものとする。 第四十八条第一項若しくは第二項の規定によ 行う当該届出に係る工事又は同法第三十六 第十三条第一項の規定による届出をした者が 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号) 第三十七条、第三十九条第一項若しくは

号)第六十三条第一項の規定による届出を る認可を受けた者(同法第六十三条の三の規 十三条の二第一項若しくは第二項の規定によ て準用する場合を含む。) 若しくは同法第六 し、又は同条第二項(同法第八十七条におい 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九

> された者を含む。)が行う当該届出又は認可 に係る施業案の実施に係る工事 項の規定により施業案の認可を受けたとみな 定により同法第六十三条の二第一項又は第二 採石法(昭和二十五年法律第二百九十

けた者が行う当該命令の実施に係る工事 可に係る工事又は同法第三十三条の十三若し 項の規定による認可を受けた者が行う当該認 号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一 くは第三十三条の十七の規定による命令を受

兀 が行う当該命令の実施に係る工事 県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者 工事又は同法第二十三条の規定による都道府 による認可を受けた者が行う当該認可に係る 号)第十六条若しくは第二十条第一項の規定 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四

法第十二条第二項第四号(法第十六条第三項 れる工事として主務省令で定めるもの 等に伴う災害の発生のおそれがないと認めら 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成

る事業は、次に掲げるものとする。 において準用する場合を含む。)の政令で定め 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十

九号)第二条第一項に規定する土地区画整理

定による告示とみなされるものを含む。)にの法律の規定による告示又は公告で同項の規 号)第二十六条第一項の規定による告示(他 係る事業 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九

三 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八

号)第二条第一号に規定する第一種市街地再

の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律 開発事業 大都市地域における住宅及び住宅地の供給

第六十七号)第二条第四号に規定する住宅街 区整備事業 密集市街地における防災街区の整備の促進

2

ち同法第十九条第一項に規定する使用権設定 二条第三項に規定する地域福利増進事業のう 土地において行うもの 特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第 二条第五号に規定する防災街区整備事業 に関する法律(平成九年法律第四十九号) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する 第

令を受けた者が行う当該命令の実施に係る

る産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命

排水施設その他の施設)

| おいて準用する場合を含む。以下同じ。)の政第八条 法第十三条第一項(法第十六条第三項に

り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土 のをいう。以下同じ。)、排水施設若しくは地滑 令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施 留とする。 く。)で、崖面を覆うことにより崖の安定を保 つことができるものとして主務省令で定めるも (崖面の崩壊を防止するための施設(擁壁を除

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造 成に関する工事の技術的基準のうち地盤につい (地盤について講ずる措置に関する技術的基準) て講ずる措置に関するものは、次に掲げるもの

下「地表水等」という。)の浸透による緩み、の地盤に雨水その他の地表水又は地下水(以 げる措置を講ずること。 沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲 盛土をする場合においては、盛土をした後

に類する建設機械を用いて締め固めるこ を盛るごとに、これをローラーその他これ の層に分けて土を盛り、かつ、その層の土 おおむね三十センチメートル以下の厚さ

口 の資材を用いて透水層を設けること。 に排除することができるよう、砂利その他 盛土の内部に浸透した地表水等を速やか

等」という。)の設置その他の措置を講ず じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカ ること ーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい イ及び口に掲げるもののほか、必要に応

土とが接する面が滑り面とならないよう、段る場合においては、盛土をする前の地盤と盛 切りその他の措置を講ずること。 著しく傾斜している土地において盛土をす

基準のうち盛土又は切土をした後の地盤についの政令で定める宅地造成に関する工事の技術的 て講ずる措置に関するものは、次に掲げるも 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項

るよう、 地の地盤面には、特別の事情がない限り、そ の崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れ の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土 条第五号の盛土又は切土を除く。)をした後 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同 勾配を付すること。

二 山間部における河川の流水が継続して存す る土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずる

おそれが特に大きいものとして主務省令で定 は かる土地において高さが十五メートルを超え の土地の地盤について、土質試験その他の調 の土地の地盤について、土質試験その他の調 とによりその安定が保持されるものであることとを確かめること。

の他の措置を講ずること。 う、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えそ 2 う、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えそ 2 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層

(擁壁の設置に関する技術的基準)

に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれの部分であつて、その土質が別表第一上欄の部分であつて、その土質が別表第一上欄の部分であした土地の部分に生ずる崖又は崖りこと。

1 その土質に応じ勾配が別表第一中欄のかに該当するものの崖面 いに該当するものの崖面 の部分であつて、その土質が別表第一上欄

角度以下のもの(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の

ル以内の部分に限る。) (その上端から下方に垂直距離五メート 3角度を超え、同表下欄の角度以下のもの 2 その土質に応じ勾配が別表第一中欄の

かられた崖面 と 土質試験その他の調査又は試験に基づき 上質試験その他の調査又は試験に基づき

止施設が設置された崖面 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防

いることができる。

練積み造のものとすること。 コンクリート造又は間知石練積み造その他の二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造) と下の崖の部分は連続しているものとみなす。 と下の崖の部分は連続しているものとみなす。 の規定の適用については、同号り上下に分離された崖の部分がある場合におけり上下に分離された崖の部分がある場合におけり上下に分離された崖の部分がある場合におけり上下に分離された崖の部分はある場合における

又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造 第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造

によつて擁壁が破壊されないこと。 四条第二号ロにおいて「土圧等」という。) 四条第二号ロにおいて「土圧等」という。) とを確かめたものでなければならない。 計算によつて次の各号のいずれにも該当するこ計算によつて次の各号のいずれにも該当するこ

い。 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこ 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。

と。の許容応力度を超えないことを確かめるこの許容応力度を超えないことを確かめるこが、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートが、擁壁の材料である鋼材又はコンクリート

を確かめること。
の安定モーメントの三分の二以下であること
一 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁

とを確かめること。

とを確かめること。

土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことがあること。ただし、基礎ぐいを用いた場合が当該地盤の許容応力度を超えないことを確が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。

量及び土圧係数を用いて計算された数値を用は、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重は、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重た数値。ただし、盛土の場合の土圧についてた数値。ただし、盛土の場合の土圧については、実況に応じて計算されところによらなければならない。

値を用いることができる。 じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数 りではた数値。ただし、その地盤の土質に応 りでは、ただし、その地盤の土質に応 は、たびし、その地盤の土質に応 は、実況に応じて計

をび停上 の也の東責み告の確産ので、。 第十条 第八条第一項第二三当するこ (練積み造の擁壁の構造)

雅壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第 のであるときは七十センチメートル以上であ のであるときは七十センチメートル以上であ のであるときは七十センチメートル以上 のであるときは七十センチメートル以上 のであるときは七十センチメートル以上 のであるときは七十センチメートル以上であ

行令の準用)

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは雑せの高さの百分の十五(その値が三十五センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十(その値が四十五センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一チメートル)以上とし、かつ、擁壁の設めるとで、推壁の滑り及び沈下に対して安全でト造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置第十一条 第八条第一項第一号の規定を準用する。 はで及び第七十九条の規定を準用する。 まで及び第七十九条の規定を準用する。 はで及び第七十九条の規定を準用する。 はで及び第七十九条の規定を準用する。

される擁壁には、その裏面の排水を良くするた 第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。) (単面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとするを地) (地域の設置に関する技術的基準) (地域のとする。) (地域の設置に関する技術的基準)

一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同を設置し、これらの崖面を覆うこと。を設置し、これらの崖面を覆うこと。を設置し、これらの崖面を覆うこと。を設置し、これらの崖面を覆うこと。を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 前号こ規定する事象が主じた場合こねいも該当するものでなければならない。 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれに

できる構造であること。 ても崖面と密着した状態を保持することがイ 前号に規定する事象が生じた場合におい

下をしない構造であること。 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置することができる構造であること。) その裏面に浸入する地下水を有効に排除

に関する技術的基準)

いて講ずる措置に関するものは、盛土又は切土造成に関する工事の技術的基準のうち崖面につ第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地

壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除 置を講ずることとする。 石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措 く。)が風化その他の侵食から保護されるよう、 をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁

う、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ず その他の地表水による侵食から保護されるよ 講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水 に掲げる地表面であるものを除く。)について 関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土を法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に ることとする。 した後の土地の地表面(崖面であるもの及び次 2

じられた土地の地表面 第七条第二項第一号の規定による措置が講

一 道路の路面の部分その他当該措置の必要が ないことが明らかな地表面

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地 の各号のいずれにも該当するものを設置するこ 等を排除することができるよう、排水施設で次 流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水 合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の の設置に関するものは、盛土又は切土をする場 造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設

堅固で耐久性を有する構造のものであるこ

ものとすることができる。 性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度の一 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水 その他雨水を地下に浸透させる機能を有する 他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管 上支障がない場合においては、専ら雨水その こと。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止 ものとする措置が講ぜられているものである るものとする。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除す きるものであること。 べき地表水等を支障なく流下させることがで

げる箇所に、ます又はマンホールが設けられ施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲 ているものであること。 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水

管渠の始まる箇所

する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化

> 清掃上適当な箇所 ない範囲内の長さごとの管渠の部分のその 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超え

Ŧi. るものであること。 ます又はマンホールに、蓋が設けられてい

ますの底に、深さが十五センチメートル以 |の泥溜めが設けられているものであるこ

れがあるときは、当該地下水を排除することが 地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそ (特殊の材料又は構法による擁壁) は、盛土をする場合において、盛土をする前の にも該当するものを設置することとする。 (第二号ただし書及び第四号を除く。) のいずれ できるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項 よる擁壁と同等以上の効力があると認めるもの らない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定に 第二号及び第九条から第十二条までの規定によ (特定盛土等に関する工事の技術的基準) については、これらの規定は、適用しない。

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定 面」とあるのは、「地表面及び農地等(法第二 第七条から前条までの規定を準用する。この場 盛土等に関する工事の技術的基準については、 植物の生育が確保される部分の地表面」と読み 条第一号に規定する農地等をいう。)における 合において、第十五条第二項第二号中「地表 替えるものとする。

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石 の堆積に関する工事の技術的基準は、 (土石の堆積に関する工事の技術的基準) 次に掲げ

二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等 以下である土地において行うこと。 場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一 なものとして主務省令で定める措置を講ずる 堆積した土石の崩壊を防止するために必要

三 堆積した土石の周囲に、次のイ又は口に掲 定める空地(勾配が十分の一以下であるもの げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生 を講ずること。 土地について地盤の改良その他の必要な措置 ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う

のとする。

ある場合 当該高さを超える幅の空地 堆積する土石の高さが五メートルを超え 堆積する土石の高さが五メートル以下で

を設けること。 るところにより、柵その他これに類するもの 堆積した土石の周囲には、主務省令で定め る場合 当該高さの二倍を超える幅の空地

した土石の周囲に側溝を設置することその他水を有効に排除することができるよう、堆積崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表 の必要な措置を講ずること。 雨水その他の地表水により堆積した土石の

2 ことその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の 石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置する 主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用 流出を有効に防止することができるものとして しない。 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土

(規則への委任)

第二十条 都道府県知事(地方自治法(昭和二十 る土地において第八条の規定による擁壁又は第の規則で、災害の防止上支障がないと認められ ぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。) 二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 代えて他の措置をとることを定めることができ 市又は中核市の区域内の土地については、それ れぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第三 市」という。)の区域内の土地については、そ 二第一項の中核市(以下この項において「中核 市」という。)又は同法第二百五十二条の二十 十四条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に 十九条において同じ。)は、都道府県(指定都 項の指定都市(以下この項において「指定都

2 基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加す府県の規則で、これらの規定に規定する技術的目的を達し難いと認める場合においては、都道石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の 定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土地勢の特殊性により、第七条から前条までの規 (資格を有する者の設計によらなければならな ることができる。 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三 同じ。)の政令で定める措置は、 項において準用する場合を含む。次条において 次に掲げるも

方メートルを超える土地における排水施設の 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平 高さが五メートルを超える擁壁の設置

(設計者の資格)

第二十二条 格は、次に掲げるものとする。 法第十三条第二項の政令で定める資

る課程を修めて卒業した後、土木又は建築の る大学において、正規の土木又は建築に関す 大学令(大正七年勅令第三百八十八号)によ 号)による大学(短期大学を除く。)又は旧 者であること。 技術に関して二年以上の実務の経験を有する 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

一 学校教育法による短期大学(同法による専 建築の技術に関して三年以上の実務の経験を 修了した後。同号において同じ。)、土木又は 法による専門職大学の前期課程にあつては、 行うものを除く。)を修めて卒業した後(同 る修業年限三年の課程(夜間において授業を じ。) において、正規の土木又は建築に関す 門職大学の前期課程を含む。次号において同 有する者であること。

学校令(明治三十六年勅令第六十一号)によ 築の技術に関して四年以上の実務の経験を有 関する課程を修めて卒業した後、土木又は建 る専門学校において、正規の土木又は建築に る短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門 する者であること。 前号に該当する者を除き、学校教育法によ

実務の経験を有する者であること。 後、土木又は建築の技術に関して七年以上 三十六号)による中等学校において、正規 育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第 土木又は建築に関する課程を修めて卒業した 学校教育法による高等学校若しくは中等教 Ó

五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上 であること。 の知識及び経験を有する者であると認めた者

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規 模の宅地造成又は特定盛土等は、 のとする。 次に掲げるも

に高さが二メートルを超える崖を生ずること となるもの 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分

となるも に高さが五メートルを超える崖を生ずること 切土であつて、 当該切土をした土地の部分

する盛土又は切土を除く。) きにおける当該盛土及び切土(前二号に該当 当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 五メートルを超える崖を生ずることとなると 盛土と切土とを同時にする場合において、 2

第一号又は前号に該当しない盛土であつ 高さが五メートルを超えるもの

(特定工程等) 土であつて、当該盛土又は切土をする土地の一前各号のいずれにも該当しない盛土又は切 面積が三千平方メートルを超えるもの

の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とす程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工

程とする。

現の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工の政令で定める工程は、前項に規定する排水施の政令で定める工程は、前項に規定する排水施

号に掲げるものとする。 模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各 R二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規 (定期の報告を要する宅地造成等の規模) 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石

の堆積は、次に掲げるものとする。 五百平方メートルを超えるもの つて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千高さが五メートルを超える土石の堆積であ

該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メー 前号に該当しない土石の堆積であつて、当 トルを超えるもの

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める 又は一部の除却の工事とする。 るための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部が二メートルを超えるもの、地表水等を排除すが二メートルを超えるもの、地表水等を排除すが二メートルを超えるもの、地表水等を排除する

が地盤面と接する部分をいう。)との垂直距離防止施設の前面の上端と下端(当該前面の下部)前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊 によるものとする。 定盛土等又は土石の堆積に関する工事の第三章 特定盛土等規制区域内における特

で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるも第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令 のおそれがないと認められる工事) (特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生 2

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規

第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規 のとする。 模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるも

の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるもの法第三十条第一項の政令で定める規模の土石

とする。 (特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生

第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で とする。 定める工事は、第五条第一項各号に掲げるもの のおそれがないと認められる工事等)

2 法第三十条第二項第四号(法第三十五条第三 める事業は、第五条第二項各号に掲げるものと 項において準用する場合を含む。)の政令で定

術的基準) (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技

第三十条 法第三十一条第一項(法第三十五条第 第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農項又は第三十五条第一項」と、第十五条第二項 地表面」と読み替えるものとする。 う。) における植物の生育が確保される部分の 場合において、第十三条中「第十二条第一項又 地等(法第二条第一号に規定する農地等をい は第十六条第一項」とあるのは「第三十条第一 三項において準用する場合を含む。次項におい 七条まで及び第二十条の規定を準用する。この 工事の技術的基準については、第七条から第十 て同じ。)の政令で定める特定盛土等に関する

2 九条及び第二十条第二項の規定を準用する。 積に関する工事の技術的基準については、第十 (資格を有する者の設計によらなければならな い措置等) 法第三十一条第一項の政令で定める土石の堆

第三十一条 法第三十一条第二項(法第三十五条 第三項において準用する場合を含む。 条各号に掲げるものとする。 いて同じ。)の政令で定める措置は、 第二十一 次項にお

2 第二十二条各号に掲げるものとする。 (中間検査を要する特定盛土等の規模等) 法第三十一条第二項の政令で定める資格

第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める ものとする。 規模の特定盛土等は、 第二十三条各号に掲げる

2

第二十四条第一項に規定する工程とする。 法第三十七条第一項の政令で定める工程は、

3 規定する工程とする。 項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に 前項に規定する工程に係る法第三十七条第三

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆

第三十三条 規模の特定盛土等は、 ものとする。 法第三十八条第一項の政令で定める 第二十三条各号に掲げる

2 のとする。 石の堆積は、 4の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるも 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土

(届出を要する工事)

第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工 準用する。 る。この場合においては、同条第二項の規定を 事は、第二十六条第一項に規定する工事とす

第三十五条 法第四十五条第一項の政令で定める く。以下この条において同じ。)の区域である含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除 造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を 基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の こととする。 第四章 造成宅地防災区域の指定の基準

確かめられたもの 大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが 該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最 よつて、地震力及びその盛土の自重による当 三号において同じ。)であつて、安定計算に 区域(盛土をした土地の区域に限る。次項第 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の

をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内り、当該盛土をした土地の地下水位が盛土 部に浸入しているもの ル以上であり、かつ、盛土をしたことによ 盛土をした土地の面積が三千平方メート

十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さ盛土をする前の地盤面が水平面に対し二 が五メートル以上であるもの

前項第一号の計算に必要な数値は、 生じた崖の崩落その他これらに類する事象が壁の沈下、盛土又は切土をした土地の部分に 造成又は特定盛土等(宅地において行うもの一 盛土又は切土をした後の地盤の滑動、宅地 生じている一団の造成宅地の区域 に限る。)に関する工事により設置された擁 次に定め

るところによらなければならない。 平震度として〇・二五に建築基準法施行令第 地震力については、当該盛土の自重に、 水

> 八十八条第一項に規定するZの数値を乗じて 得た数値を乗じて得た数値

単位体積重量を用いて計算された数値を用 数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第二の ることができる。 自重については、実況に応じて計算された

三 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その 盛土の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用い は口に定める滑り面に対する抵抗力であつ 団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又 他の抵抗力については、イ又はロに掲げる一 て計算された数値を用いることができる。 て、実況に応じて計算された数値。ただし、 線によつて構成されるもの される滑り面であつて、複数の円弧又は直 の区域 その盛土の形状及び土質から想定 前項第一号イに該当する一団の造成宅地

て構成されるもの される滑り面であつて、 の区域 その盛土の形状及び土質から想定 前項第一号ロに該当する一団の造成宅 単一の円弧によつ

第五章 雜則

(収用委員会の裁決申請手続)

第三十六条 法第八条第三項の規定により土地 事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出 しようとする者は、主務省令で定める様式に従用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請 い同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる しなければならない。

第三十七条 は、法第十条第一項、第二項及び第四項、第二 法第五十一条の政令で定める事務

(緊急時の指示)

第三十八条 法第二十条第五項(法第二十三条第 適当な場所に掲示して行わなければならない。 り行うほか、当該公報その他所定の手段による 規定による公告は、公報その他所定の手段によ 二条第三項において準用する場合を含む。)の 合を含む。)又は第三十九条第五項(法第四 三項及び第四十七条第三項において準用する場 道府県知事が行う事務とする。 第四項並びに第四十一条第二項の規定により 公告を行つた日から十日間、当該土地の付近 十二条第二項、第二十六条第一項、 (公告の方法) 第二項及び +

第三十九条 法第二十五条 (法第四十八条にお て準用する場合を含む。) 又は第四十四条の規

きる事項は、次に掲げるものとする。 定により都道府県知事が報告を求めることがで |地の面積及び崖の高さ、勾配その他の

三 土地に関する工事の計画及び施行状況滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況 崖面崩壊防止施設、排水施設及び地

は、主務省令で定めるところにより、その一部第四十条 この政令に規定する主務大臣の権限 を地方支分部局の長に委任することができる。 (主務省令への委任)

か、法及びこの政令を実施するため必要な事項第四十一条 法及びこの政令に定めるもののほ 主務省令で定める。 1

則 抄

(施行期日)

1 月一日)から施行する。 この政令は、法の施行の日 (昭和三十七年二

五号) (昭和四〇年二月一二日政令第

(経過規定)

1

この政令は、

昭和四十年三月一日から施行す

(施行期日)

2 る工事については、なお従前の例による。 この政令の施行前に着手した宅地造成に関す

附 則 三三号) (昭和四五年一二月二日政令第三

(施行期日)

法」という。)の施行の日(昭和四十六年一月律(昭和四十五年法律第百九号。以下「改正 この政令は、建築基準法の一部を改正する法 日)から施行する。 1

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経

(施行期日)

11 工事に対する宅地造成等規制法施行令第七条第一項の規定による許可を受けなければならない 法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八条第 この政令の施行前に着手した宅地造成等規制

附 則 については、 〇五号) なお従前の例による。 (昭和五三年五月三〇日政令第二

三項第二号、第九条及び第十一条の規定の適用

この政令は、 昭和五十三年七月一日から施行

九六号) 則 〈昭和五五年七月一四日政令第一

1

この政令は、

平成六年四月一

日から施

行す

一〇号)

る。

(施行期日) する。 この政令は、 昭和五十六年六月一日 から施行

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経

3 過措置) この政令の施行前に着手した宅地造成等規制

については、 三項第二号、 一項の規定による許可を受けなければならない法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八条第 工事に対する宅地造成等規制法施行令第七条第 第九条及び第十一条の規定の適用 なお従前の例による。

四附四号) (昭和五六年四月二四日政令第一 抄

(施行期日)

から施行する。 号)の施行の日(昭和五十六年四月二十五日) 部を改正する法律 この政令は、都市計画法及び建築基準法 (昭和五十五年法律第三十五 。 の 一

八号) 附 則 (昭和五六年七月七日政令第二四

する。 この政令は、

附 則 、昭和五九年六月二九日政令第二

する。 この政令は、 昭和五十九年七月一日から施行

七号訓 則 抄

する。 (施行期日) この政令は、 昭和六十二年四月一日から施行

四 附 八 号 則 (昭和六二年一〇月六日政令第三

律(昭和六十二年法律第六十六号)の施行の日 (昭和六十二年十一月十六日) から施行する。 この政令は、建築基準法の一部を改正する法 号 附 則 (平成三年三月一三日政令第二五

(施行期日) 抄

1 る。 この政令は、 平成三年四月一日から施 行す

則 平 ·成六年三月二四日政令第六九

(施行期日) 号附 抄

> 附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇

施行期日)

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日

項の規定の施行の日(平成七年四月一日)からの整備に関する法律第一章の規定及び附則第二 法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律 施行する。 律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治 この政令は、地方自治法の一部を改正する法

附 則 (平成九年三月二六日政令第七四

1 る。

昭和五十六年八月一日から施行

三一号)

則

(平成一一年一月一三日政令第五

(昭和六二年三月二五日政令第五

抄 (施行期日)

(施行期日) ——号) 附 則 (平成一二年四月二六日政令第1 抄

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正す 棄

伞

(平成一八年九月二二日政令第三

(施行期日)

成六年十月一日)から施行する。 伞

九 附八号) (平成六年一二月二一日政令第三

抄

(施行期日) 号)

この政令は、 平成九年四月一日から施行す

附 三五一号) 則 (平成 抄 一〇年一〇月三〇日政令第

る。 (施行期日) この政令は、平成十一年四月一日から施行す

1

律の一部の施行の日 この政令は、建築基準法の一部を改正する法 号 (平成十一年五月一日) カュ

ら施行する。 三五二号) 則 (平成一一 抄 年一一月一〇日政令第

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施 行する。

る法律(平成十年法律第百号)の施行の日 成十二年六月一日)から施行する。

二号) 附 則 (平成一二年六月七日政令第三一 抄

(施行期日)

1 成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 この政令は、内閣法の一部を改正する法律

日)から施行する。 正する法律の施行の日 (宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経 正する法律の施行の日(平成十八年九月三十この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改

過措置

とみなす。 擁壁は、第一条の規定による改正後の宅地造成定による擁壁と同等以上の効力があると認めた 四条の規定により国土交通大臣が新令第六条第 等規制法施行令(以下「新令」という。)第十 前の宅地造成等規制法施行令(以下この項にお よる擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁 国土交通大臣が旧令第六条から第十条までの規 いて「旧令」という。)第十五条の規定により 一項第二号及び第七条から第十条までの規定に この政令の施行前に第一条の規定による改

3 号)第十五条第二項の規定の適用については、 十八条に規定する地滑り抑止ぐい等の全部又は に」とあるのは、「あらかじめ」とする。 同項中「その工事に着手する日の十四日前まで 地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一 この政令の施行の日から十四日以内に新令第 部の除却の工事を行おうとする者に関する宅

附 則 (平成一八年一一月二九日政令第 三七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十九年四月一日 エから施

過措置) (宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う

|第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」と する工事であってこの政令の施行の際許可若し定によりされた許可の申請に係る宅地造成に関行日前に同項若しくは同法第十二条第一項の規文の許可を受けた宅地造成に関する工事又は施 宅地造成等規制法施行令第五条第三号及び第十 基準については、第一条の規定による改正後の くは不許可の処分がされていないものの技術的 三条の規定にかかわらず、なお従前の例によ いう。)前に宅地造成等規制法第八条第一項

第三条 施行日から十四日以内に第一条の規定に 関する宅地造成等規制法第十五条第二項の規定 全部又は一部の除却の工事を行おうとする者に よる改正後の宅地造成等規制法施行令第十八条 に規定する地下水を排除するための排水施設の

じめ」とする。 る日の十四日前までに」とあるのは、「あらか の適用については、同項中「その工事に着手す

則 抄 (平成一九年三月一六日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性の確保を図 るための建築基準法等の一部を改正する法律 九年六月二十日)から施行する。 (以下「改正法」という。) の施行の日 (平成十

四二七号) 則 (平成二三年一二月二六日政令第

から施行する。 律の施行の日 この政令は、 (平成二十三年十二月二十七日) 津波防災地域づくりに関する法

〇 号) 則 抄 (平成二七年一月三〇日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、 第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日 七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則 の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十 二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条 十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十 場合における必要な事項を定める政令第四条第 十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条る改正規定及び同令第百七十四条の四十九の二 改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削 る。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の 施行の日(平成二十八年四月一日)から施行す る法律(次条において「改正法」という。)の から施行する。 (指定都市、中核市又は特例市の指定があつた 一項の改正規定を除く。)、第二十一条から第二 地方自治法の一部を改正す 土質 砂質土 土質 む 土 ||それらを多量に含 砂質土 岩、 別表第三 砂利又は砂 シルト、 シルト、 岩屑、

粘土又は

・六トン

〇·四C

〇 ・ 五 〇

方メートルにつき

・八トン 七トン

単位体積重量(一立土圧係数

(第九条

第三十条

第三十五条関係

摩擦係数

ル

を超え

チメー

七十七

ル以上

セ

五十セ

チメー

ル以上

砂利又は砂

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経 ||土(擁壁の基礎底面から少なくとも十 |五センチメートルまでの深さの土を砂

粘土又はそれらを多量に含む

C = 〇 · 四 〇 五

を超え七ル以下

六十五度

メー

兀

ル以下 三メー

セ

十度以下

第四条 施行時特例市に対する第十七条の規定に 例市」とする。は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特 同法」とあるのは「、同法」と、「「中核市」と第一項の規定の適用については、同項中「又は よる改正後の宅地造成等規制法施行令第十五条 (以下この項において「施行時特例市」と、「又十二号)附則第二条に規定する施行時特例市の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四 あるのは「「中核市」という。)又は地方自治法 別表第四(第十条、第三十条関係) 利又は砂に置き換えた場合に限る。) 種利又は砂利混超え七十ル以下

じり砂

五度以下

ル

を メ

超

以下

ル以下

メー

五.

メー

ル以上 ・チメ

を

超

ン

以下

以上

六十五度

メー

兀

· 十 セ

ル以下

四メー

トル以上

ル以下

ーメー

古二十

兀

l メ ー

トル以上

ル以上

五十セ

ル以上

岩屑、

七十度を

メ

兀 チメー

一十セン 厚さ 勾 擁配 壁

高さ

端部

ル以下

ニメート

七十五

を超え

ンチメ

三メー

<u>-</u>ル以上

を超え メー

チメー

六十セン

トル以上

・チメ 十五

二号) 則 (平成二九年九月一日政令第二三

> (施行期日) この政令は、 平成三十一年四月一日から施行

1

九三号) 附 則 令和四 [年一二月二三日政令第三

ル以下

五.

セ

を超

えチメー ト 五

メー

+

セ

ー メ ー

- ル以上

(施行期日)

する法律の施行の日 から施行する。 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正 (令和五年五月二十六日)

大き 1
#####################

第 一種ローム、硬質超え七十 ものれらに類する 真砂土、 粘土その他こ五度以下 関東七十度を ル以下 ニメー ル以下

以下 を超え七ル以下 十度以下 六十五度|三 メ ー 六十五度 ル以下 ル以下 ル以下 四メー 三メー ニメート ー メ ー を超 ー メ ー を超 メー ż Ż - ル以上 ル以上 Ŧi. 四十五セ 兀 ンチメ ル以上 チメー トル以上 メー メー + + + t セ セ

第 その他の土質 十度以 五度以下 七十度を を超え七ル以下 六十五度 六十五度 超え七十 ル以下 ル以下 ニメー ル以下 ル以下 三メー ル以下 ル以下 ニメー 四メー Ŧi. 四 メ ー ルを超 ル以下 三メー を超 を超 を超 メー メー メー メー ーメー を メー メ 超 - トハ十セ <u>え</u>チメー えンチメー えチメー 百五 ル以上 九十 六十 チ t ル ンチメー t ル トル以上 八十五セ トル以上 トル以上 トル以上 メー 以上 ・チメー 以上 + + チメー +

五.

セ

セ

五.

t

セ

ル以下

メー を超え メー

トル以上

ンチメ

四十五セ

五. ル

ル以上

を超え メー

チメー

メー

六十セ

ル以下 三メー を超 を超 メー メー えンチメー えチメー 九十 八十 - ル以上 ル以上 五. セ セ